

福島第二原子力発電所
1号，2号，3号及び4号炉
廃止措置工程の考え方について

令和2年7月
東京電力ホールディングス株式会社

目 次

1. はじめに..... - 1 -
2. 基本的な考え方..... - 1 -
3. 号炉毎に廃止措置の工程を設定しない理由..... - 1 -
4. 人的リソース確保の見通し..... - 2 -

1. はじめに

本資料は、廃止措置計画認可申請書の「十一 廃止措置の工程」（以下「本文十一」という。）に記載した廃止措置の工程の考え方について説明する。

2. 基本的な考え方

本文十一における廃止措置の工程では、各号炉（1，2，3及び4号炉）とも廃止措置計画の認可以降、当該計画に基づき実施し、44年間で終了する予定としている。この基本的な考え方は下記のとおりである。

福島第二原子力発電所の廃止措置は、福島第一原子力発電所の廃炉と並行して進めていく必要がある。福島第二原子力発電所各号炉の廃止措置は、1基あたりでは、先行する他の発電用原子炉施設が想定している工程と同様、30年程度で終了するものと考えているが、福島第一原子力発電所との人的リソース配分に配慮する必要があることから、作業の平準化を図りながら進めることとし、後述の理由を踏まえて、4基全体で44年と設定したものである。

3. 号炉毎に廃止措置の工程を設定しない理由

福島第二原子力発電所の廃止措置では、4基同時に着手し、解体工事準備期間（第1段階）における汚染状況の調査等の各号炉における情報共有により、効率的かつ効果的な作業と第2段階以降の詳細な工事計画の策定を進めたいと考えているが、必ずしも全て同工種の作業を4基同時に進めるのではなく、号炉毎に順次進めていくことを想定している。これは前述の作業の平準化への対応であることに加え、号炉間における作業に必要な資機材の流用、及び同作業を繰り返し実施することに伴う習熟効果により、作業方法の改善・合理化、更には作業における安全性の向上等を期待することが可能となるためである。

作業に着手する号炉の順番については、解体工事準備期間（第1段階）で実

施する汚染状況の調査結果，作業エリア近傍の状況（別工事の実施有無等）等により，作業毎に決定していくことが適当であることから，現時点において号炉毎に廃止措置の各実施区分（第1段階～第4段階）の着手時期および完了時期を設定していない。

以上のことから，4基全体での廃止措置の工程を設定したものである。

4. 人的リソース確保の見通し

(1) 福島第二原子力発電所における技術者の確保

令和2年1月1日現在における福島第二原子力発電所の技術者数は359名（原子炉主任技術者4名を除く。）である。今後，廃止措置の進捗に応じ，維持すべき性能維持施設等が減少すること等に伴い，福島第二原子力発電所の維持管理に係る従来の業務量は減少していくことが見込まれることから，これに必要な運転・保守等の技術者も漸減していくこととなる。

一方で，廃止措置に係る業務は増加していくこととなるが，前述のとおり，作業の平準化を図ることにより，廃止措置を安全かつ適切に進めるために必要な技術者は，従来の業務に従事していた技術者の減少分にて確保することを基本とし，福島第二原子力発電所全体としての技術者数を増やすことなく対応していく方針である。

(2) 廃止措置の各作業に必要な作業員の確保

現状，協力企業等の福島第二原子力発電所構内への入構者数は，1日あたり500～600名程度であり，廃止措置に着手して以降，第1段階においては，現在計画・検討中である使用済燃料の乾式貯蔵施設の建設に伴い時限的に必要となる作業員を除けば，これを大幅に上回ることはないものと想定している。

第2段階以降については、第1段階に比べ、作業量は相対的に増加するものと想定されるが、作業の平準化により必要な作業員のピーク抑制を図るとともに、作業の多くは一般的な解体工事と同様の技術を用いたものであることから、地元企業の参画等によって対応が可能であると考えている。

以上